

# 公益社団法人三重県バス協会役員報酬規程

## 第1章 役員報酬

(総則)

第1条 当協会の役員に対する報酬については、定款で定めたほか、この規程の定めるところによる。

(支給)

第2条 役員に対しての報酬は、会長が指名した役員報酬等委員会に諮り会長が算定し、総会の決議を経て、この規程の定めに従って支給する。

(報酬額)

第3条 常勤役員の報酬月額を、別表1に定める額とする。

(支給日等)

第4条 役員の報酬は、その月の月額を、原則として毎月25日に支給する。

2月の途中で就任あるいは退任した役員の報酬は、月額を日割り計算して支給する。

## 第2章 役員退職金

(適用範囲)

第5条 当協会の常勤役員に対する退職金（以下「退職金」という）の支給については、この規程の定めるところによる。

(支給)

第6条 退職した常勤役員に対しては、総会の決議を経て、会長がこの規程の定めに従って退職金を支給する。

(算定方式)

第7条 退職金は、最終報酬月額に定める役員通算在任年数に応じた支給率を乗じた額とする。

(役員在任期間)

第8条 役員在任期間は、役員就任の月から退任の日までとする。1年未満の月数は、一ヶ月につき1/12をもって計算する。

(加算)

第9条 総会の決議により、退任役員のうち、在任中特に功績のあった者に対しては、第7条により算出した金額にその30%を超えない範囲で加算することができる。

(減算)

第10条 総会の決議により、退任役員のうち、次の各号に該当する者に対しては、第7条により算出した金額を減額することができる。

- (1) 在任中特に重大な損害を当協会に与えたもの
- (2) その他と特別の事由がある場合

(弔慰金)

第11条 死亡した役員に対する弔慰金については、前各号によって算出した慰労金に含めるものとする。

(改正)

第12条 この規程の改正は、総会の決議により行うものとする。

附則

1. この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1

報酬額

役職	月額
専務理事	51万円

別表2

退職金支給表

在任年数	支給率
1	0
2	0
3	2.05
4	2.83
5	3.69
6	4.65
7	5.71
8	6.86
9	8.11
10	9.41
11	10.77
12	12.19